

ディスクロージャー資料「T&D ホールディングスの現状」訂正表

ディスクロージャー資料「T&D ホールディングスの現状（2022～2024）」に一部訂正がございました。お詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。なお、当ホームページ上では訂正を反映しております。

記

◆「2022 T&D ホールディングスの現状」

P. 46

IV保険持株会社及びその子会社等の財産の状況 1 連結財務諸表等

注記事項 連結貸借対照表関係

【訂正前】

2020 年度末 (2021 年 3 月 31 日)	2021 年度末 (2022 年 3 月 31 日)
1. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 305 百万円 危険債権 1,514 百万円 三月以上延滞債権 1,466 百万円 貸付条件緩和債権 21 百万円 合計 3,306 百万円 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。 取立不能見込額の直接減額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 156 百万円	1. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 186 百万円 危険債権 781 百万円 三月以上延滞債権 1,242 百万円 貸付条件緩和債権 20 百万円 合計 2,230 百万円 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。 取立不能見込額の直接減額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 147 百万円

【訂正後】

2020 年度末 (2021 年 3 月 31 日)	2021 年度末 (2022 年 3 月 31 日)
1. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 305 百万円	1. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 186 百万円

危険債権 1,514 百万円 三月以上延滞債権 1,466 百万円 貸付条件緩和債権 21 百万円 合計 3,306 百万円 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。 取立不能見込額の直接減額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 156 百万円 また、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、<u>上記に掲げる債権以外のものに区分される正常債権の額は 3,591,529 百万円であります。</u>	危険債権 781 百万円 三月以上延滞債権 1,242 百万円 貸付条件緩和債権 20 百万円 合計 2,230 百万円 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。 取立不能見込額の直接減額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 147 百万円 また、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、<u>上記に掲げる債権以外のものに区分される正常債権の額は 3,450,850 百万円であります。</u>
--	--

◆「2023 T&D ホールディングスの現状」

P. 48

IV保険持株会社及びその子会社等の財産の状況 1 連結財務諸表等

注記事項 連結貸借対照表関係

【訂正前】

2021 年度末 (2022 年 3 月 31 日)	2022 年度末 (2023 年 3 月 31 日)
1. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 186 百万円 危険債権 781 百万円 三月以上延滞債権 1,242 百万円 貸付条件緩和債権 20 百万円 合計 2,230 百万円 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないもので	1. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 205 百万円 危険債権 779 百万円 三月以上延滞債権 903 百万円 貸付条件緩和債権 20 百万円 合計 1,908 百万円 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないもので

あります。 取立不能見込額の直接減額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 147 百万円	あります。 取立不能見込額の直接減額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 137 百万円
---	---

【訂正後】

2021 年度末 (2022 年 3 月 31 日)	2022 年度末 (2023 年 3 月 31 日)
1. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 186 百万円 危険債権 781 百万円 三月以上延滞債権 1,242 百万円 貸付条件緩和債権 20 百万円 合計 2,230 百万円 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。 取立不能見込額の直接減額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 147 百万円 また、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、<u>上記に掲げる債権以外のものに区分される正常債権の額は 3,450,850 百万円であります。</u>	1. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 205 百万円 危険債権 779 百万円 三月以上延滞債権 903 百万円 貸付条件緩和債権 20 百万円 合計 1,908 百万円 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。 取立不能見込額の直接減額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 137 百万円 また、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、<u>上記に掲げる債権以外のものに区分される正常債権の額は 3,229,003 百万円であります。</u>

◆「2024 T&D ホールディングスの現状」

P. 48

IV保険持株会社及びその子会社等の財産の状況 1 連結財務諸表等

注記事項 連結貸借対照表関係

【訂正前】

2022 年度末 (2023 年 3 月 31 日)	2023 年度末 (2024 年 3 月 31 日)
1. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 205 百万円 危険債権 779 百万円 三月以上延滞債権 903 百万円 貸付条件緩和債権 20 百万円 合計 1,908 百万円 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っ	1. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 109 百万円 危険債権 3,131 百万円 三月以上延滞債権 725 百万円 貸付条件緩和債権 20 百万円 合計 3,987 百万円 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っ

ている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。 取立不能見込額の直接減額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 137 百万円	ている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。 取立不能見込額の直接減額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 131 百万円
---	---

【訂正後】

2022 年度末 (2023 年 3 月 31 日)	2023 年度末 (2024 年 3 月 31 日)
1. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 205 百万円 危険債権 779 百万円 三月以上延滞債権 903 百万円 貸付条件緩和債権 20 百万円 合計 1,908 百万円 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。 取立不能見込額の直接減額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 137 百万円 また、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、<u>上記に掲げる債権以外のものに区分される正常債権の額は 3,229,003 百万円であります。</u>	1. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権の額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 109 百万円 危険債権 3,131 百万円 三月以上延滞債権 725 百万円 貸付条件緩和債権 20 百万円 合計 3,987 百万円 なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。 取立不能見込額の直接減額は、次のとおりであります。 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 131 百万円 また、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、<u>上記に掲げる債権以外のものに区分される正常債権の額は 2,965,237 百万円であります。</u>

※訂正箇所を下線を表示しております。

以 上